

建設工事受注動態統計調査の
誤報告対策に関する中間整理

令和6年12月

国土交通省

1. はじめに

建設工事受注動態統計調査（以下「受注統計調査」という。）は、わが国の建設業者の公共機関・民間等からの建設工事受注動向及び受注工事の詳細を把握することにより、各種の経済・社会施策のための基礎資料を得るとともに、企業の経営方針策定等における参考資料を提供することを目的とした、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に規定されている基幹統計調査である。

今般、令和 5 年度において調査対象業者 1 社の回答に誤報告があったことから、令和 6 年 6 月にすでに公表されていた受注統計調査の公表値を訂正したところであるが、訂正前後の金額差が大きく、受注統計調査の結果を利用して作成している建設総合統計に影響が生じ、建設総合統計を利用して作成している国内総生産（GDP）も改定する必要が生じたところである。

基幹統計調査である受注統計調査における誤報告は、他の重要な公的統計の算出にも影響するものであり、極力正確な報告がなされるように調査方法や集計作業等の不断の改善に取り組むことが必要である。

このため、国土交通省としては、本事案の発覚を踏まえて、速やかに以下の対応を実施することとした。

- ① 調査対象業者から正確な報告をしていただけるよう、調査票の記入要領について、より分かりやすい説明資料を作成し、周知徹底する。
- ② 令和 7 年度から本格的に運用開始する予定のオンライン回答システムにおいて、誤報告の疑いのある数値を検知して確認できる仕組みの導入に着手する。
- ③ 誤報告の疑いのある数値の具体的な検知方法、標本抽出や算出方法のあり方などについて検討する。

これらの対応を進めるに当たっては、統計の専門的・技術的知見が必要となることから、「国土交通省統計改革プラン」に基づき設置された統計品質改善会議¹において検討を進めてきたところであり、本報告は、その結果を中間的に整理したものである。

¹ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr1_000026.html

2. 本件の経緯

受注統計調査においては、本来、調査対象業者から、各受注月の1か月分の受注高を報告していただくこととしているが、1業者が受注月のみならず、手持ち工事が完了するまで手持ち受注高を毎月報告する必要があると誤認し、複数月にわたって重複して同一工事について同額の数値を報告していた。

受注統計調査は、毎年度、調査対象業者を抽出しているところであり、当該業者は令和5年度に調査対象となっていたが、令和6年度は調査対象業者から外れていた。年度が替わり、調査対象業者の変更が行われた際、誤回答を行った業者が属していた工事区分の受注高について令和6年4月分の対前年同月比がそれ以前の数か月と比べて大きく下落するなど不自然な点があったことから、改めて確認の上当該業者に疑義照会を行ったところ、上記の誤りが発覚した。

これを受け、国土交通省においては受注統計調査の訂正値を令和6年6月11日に公表したが、受注統計調査は建設総合統計を通じてGDP速報値に利用されていることから、関係機関に連絡した上で、建設総合統計の遡及改定に受注統計調査の訂正による影響分を取り入れて公表し(令和6年6月25日)、建設総合統計の改定を踏まえて令和6年7月1日に令和6年GDP第1四半期2次速報値の改定も行われたところである。

GDP統計等への影響				
	令和5年度第4四半期 (令和6年1～3月)		令和5年度計	
	公表値	改定値	公表値	改定値
建設工事受注 統計調査 (元請受注高)	20兆515億円	19兆7,809億円	72兆3,188億円	71兆5,579億円
建設総合統計 (公共出来高) ※他の要因(遡及改定)を含む	6兆5,891億円	6兆3,812億円	22兆6,363億円	23兆5,758億円
	前年同期比 6.4%	▲5.5%	前年度比 4.9%	0.7%
実質GDP 公的固定資本形成	5.0%	▲4.3%	4.0%	0.8%
実質GDP全体	▲0.1%	▲0.7%	1.2%	1.0%

差分は▲0.2ポイント

3. 問題認識

本誤報告は1業者によるものであるが、受注統計調査は約47万の建設業許可業者から約1.1万者を抽出して行う標本調査であり、母集団を推計する際に一定の統計処理（抽出率等から一定の条件下で算定される乗率を適用する処理）を行うため、比較的規模の小さな業者の受注高であっても乗率いかんで推計額が大きくなる可能性がある。その結果、受注統計調査を利用して算出される建設総合統計、及び建設総合統計を利用して算出されるGDPにも影響を与えることとなった。

このため、以下の問題意識を踏まえ、令和6年7月から、統計品質改善会議からの助言を得ながら検討に着手したところである。

- 業者の誤記入などによる誤報告への対応としては、回答段階での誤報告リスクを減らす取組を進めるとともに、集計段階においても誤報告を把握するための仕組みを導入することにより、誤報告を極力少なくするための更なる取組を進め、統計の正確性、信頼性の向上を図ることが何よりも重要であり、具体的な対応についての検討。
- その上で、統計処理によって、少額の受注高が推計値に大きく影響する場合、当該業者の受注額に対する統計処理が安定的かどうか、具体的には、標本が母集団を適切に代表していることの判断のあり方、及び適切ではない場合の処理方法についての検討。

4. 対応方針

（1）正確な報告

①調査対象業者への周知徹底

受注統計調査の調査票は、本調査が開始された時点から概ね現行の調査票が利用されてきたが、今回の誤報告では、受注月にのみ受注高を記載するという本来の記載方法と異なり、手持ちの受注高を継続して報告していたことが判明している。

受注統計調査においては、年度当初に1年分の調査票及び調査票の記入要領を記載した「記入の手引き」を一括して調査対象業者に配布しているが、今回の誤報告の事案を受けた緊急対応として、調査票の記入の手引きやガイドに「当月の受注高のみを記載する」旨の注意書きを付記した上で、調査票

を集約する都道府県、建設業団体、調査対象業者に順次配布したところである。

また、調査対象業者自らに気づきを得られるよう、記載する受注高が何月分のものかを記入する欄を追加した新たな調査票（「〇月分の受注高」の〇部分を調査対象者が記入）に変更し、令和7年度からはそれを活用する方向で検討するとともに、オンラインにて記入の解説をする動画の作成・公開に向けて検討する予定である。

当面はこれらの取組を着実に進めていくが、正確な報告のためには、記入者（調査対象業者）側の視点に立って絶えず改善していくことが重要であり、今後とも様々な場面で業者とのコミュニケーションを重ね、「分かりづらい」、「間違いやすい」等の声があれば、それを反映していくこととする。

②独自のオンライン回答システムの導入

受注統計調査は、現在、紙の調査票に加え、政府共通のオンラインシステムである e-survey や e-gov（令和7年1月末に申請の受付を停止予定）を通じたオンライン回答で受け付けているところであるが、令和5年度においては、紙による回答が約2/3、オンライン回答が約1/3となっている。

いずれの場合でも、回答段階でのエラーチェックの仕組みが導入されていない、または不十分であることから、回答内容に疑義がある場合は、国土交通省の集計段階で個別に調査対象業者に連絡を取り、内容の確認（いわゆる「疑義照会」）を行っているところである。

統計調査において、回答者のヒューマンエラーに起因する誤記入を防ぐためには、人手にあまり依存せず、入力ミスを減らせるオンライン回答システムの利用が有効であるが、回答時のエラーチェックの内容は統計調査によって異なり、e-survey などの汎用システムでは一定の制約があることから、受注統計調査については、QRコードによる独自のオンライン回答システムを整備し、令和7年度から本格運用する方向で作業を進めてきたところである。新たに整備するオンライン回答システムにおいては、今回の誤報告事案を踏まえ、

- 過去1年間の各月の受注高と同一のデータが入力された場合にアラートが表示される機能
- 前年の層別の最大値を超えて受注高が入力された場合にアラートが表示される機能

を新たに追加する予定である。今後、アラート結果の傾向を分析・把握し、アラート機能の追加・更新を図る。さらに、このようなアラート機能が有効に活用されるよう、オンラインの回答率の向上に努めていく。

（２）誤りの発見

①集計システムにおけるデータ確認の強化

回答段階での誤記入防止策を取り入れるとともに、集計段階でも誤報告を検知するための取組をさらに進めることにより、統計調査に関わる関係者双方で誤報告防止につなげていくことが肝要である。

このため、集計結果の出力システムにおいて、

- 回答時のアラートデータを出力できる機能

- 対前年同月比の変動が大きい集計項目のデータを出力できる機能を整備し、集計段階においても誤報告を早期に検知し、速やかに疑義照会につなげていくための取組を強化する。

②審査内容の充実化

今回発生した誤報告の事例では、回答業者は記入した内容に誤りがないと考えて調査票を提出していることから、疑義照会の際の聞き取り内容によっては、誤りを検知できない可能性もある。このため、疑義照会を行う際の照会内容をより具体的にすることにより、回答者においても速やかに誤りの特定ができるようにする。

また、今回の事案のように、過去に疑義照会した結果、問題無しとした案件についても、その後、統計数値を検証する中で改めて疑義が浮かび上がってくる場合もあることから、記録を保全しておくことが重要である。

このため、対応した担当者、照会内容、日時、修正の有無等について統一的な記録を作成し、照会の詳細の状況等を随時確認できるよう、審査の充実を図る。

併せて、疑義照会の結果から誤りの傾向を分析・把握し、その成果を審査に活用できるよう、マニュアルに随時追記し、担当者間で共有する。

（３）安定的な推計

①抽出及び推計の方法

ア 施工統計調査における抽出の流れ

受注統計調査において調査対象業者の抽出の基となっている建設工事施工統計調査（以下「施工統計調査」という。）は、建設業者約 47 万業者から約 11 万業者を抽出して毎年度 1 回統計調査を実施している。

施工統計調査においては、建設業許可名簿から、大臣許可業者（約 1 万業者）を悉皆調査の対象とし、また、知事許可業者（約 46 万業者）を業種別、資本金別、都道府県別で約 7,000 区分の層に区分して抽出している。

これらの調査対象業者（約 11 万業者）のうち、施工統計調査への回答があった者の完成工事高を集計し、最終的に建設業者の母集団（約 47 万業者）の推計値を算出している。推計方法としては、層ごとに抽出率の逆数を乗ずる線形推定を基本とし、さらに欠測値の補完も行いながら、推計値を算出している。

イ 受注統計調査における抽出の流れ

受注統計調査は、年に 1 回、施工統計調査結果（実際に回答のあった約 6 万業者）から約 1.1 万業者を抽出して各月の受注高を調べる統計調査である。

受注統計調査では、施工統計調査の結果から、年間 50 億円以上の完成工事高のある業者を悉皆調査の対象とし、また、年間 1 億円以上 50 億円未満の完成工事高のある業者を完成工事高と公共工事の完成工事高（7 区分）、都道府県別（47 区分）で約 300 区分の層に区分して抽出している。

これらの調査対象業者（約 1.1 万業者）のうち、受注統計調査への回答があった者の受注高を集計し、最終的に、建設業者の母集団（約 47 万業者）の推計値を算出している。推計方法としては、層ごとに、受注統計調査における抽出率及び施工統計調査の抽出率を用いて推計している。

ウ 乗率により推計値が大きくなる実態

受注統計調査は、層化区分を行った上で、区分ごとに抽出率を設定し、受注高に乗率を掛けることにより全建設業許可業者の受注高の推計を行うこととしている。

このため、比較的少額の受注高が拡大推計され、結果的に大きい受注高の推計結果になることも統計処理上はあり得る。

②統計品質改善会議における議論を踏まえた今後の対応

誤報告の問題への対応としては、上記（１）及び（２）の対応に万全を期することにより同様の問題の発生を未然に防止することが何よりも重要である。これらの取組を進め、誤報告された受注高が正しい受注高に改められれば、当該受注高に層化区分の結果として算出される乗率を掛けた値自体は、標本設計に基づく正しい推計値となる。

しかしながら、本件を踏まえ、ある特定の層化区分の抽出率が小さい結果、その逆数である乗率が大きくなり、特定の業者の推計値が推計結果全体に大きな影響を与える可能性がある場合には、統計の安定性を損なうという観点から精査を行い、統計の精度向上の余地がないかの検討を行うことも重要である。

このため、統計品質改善会議においては、①現在の層化区分を大括りにするなど標本設計そのものの見直しを行うべきか、②抽出率が小さくなる層化区分がある場合、当該層化区分に限定して抽出率の補正を行うべきか、③これら以外に考えられる方法があるか、の観点から検討を行った。

①については、抽出方法の大幅な見直しを直ちに行うことは、受注統計調査全体に与える影響が大き過ぎるとの見解があった。そもそも現在の標本設計や層化区分の在り方については、受注統計調査の制度創設以来、かなりの時間が経っており、現在までの建設産業の状況の変化を踏まえて、業種区分や資本金階層の区分の在り方が適切なものかどうかを抜本的に検討すべきではないかとの意見があった。また、検討に当たっては、標本設計の在り方は受注統計調査の根幹に関わることから、建設産業の実態把握を行った上で、どのような業種・資本金区分等が相応しいのか、また見直しを行った結果、推計値の再現性を確保できているかどうかの観点から、膨大な区分毎の見直し結果を検証するなど、慎重かつ十分な検討が必要であり、時間をかけて丁寧に取り組むべきとの見解であった。

②については、個別に抽出率を補正する方法も可能ではないかとの意見もあったが、抽出率は統一的方法により算出される数値であり、層化区分や抽出方法を変えずに特定の層化区分の抽出率のみを修正することは標本の制度設計そのものに関わり、推計値に偏りが生ずるおそれもあることから、慎重に検討すべきとの見解に集約された。

③については、今回の誤報告事案においては、特定の業者の受注高が当該業者の層化区分の総受注高に占める割合が高くなっていたことが判明しているが、このような場合に高い乗率が適用されると、推計値の安定性を損なう。このため、安定性を損なう推計値を補正する観点から、個別の業者の推計値について、当該業者が属する層化区分の他の推計値と合成することにより推計を安定化させる手法を導入することが妥当であるとされた。

以上の検討結果を踏まえ、今後の対応として、③の見解を踏まえた補正手法を導入する。

また、施工統計調査、受注統計調査の標本設計や層化区分の在り方については、統計業務の不断の改善を進めて行く中で、今後さらに検討を深めるべく、統計品質改善会議において論点を整理していくこととする。

5. 終わりに

公的統計は、統計調査等を通じて国民から頂いた情報を集計・製表することによって、国民が社会・経済の状態を正しく理解できるように作成されているものであり、社会全体で利用される情報基盤という役割を持っている。

このような公的統計の役割が十分に発揮されるためには、信頼性が高く、有用な利用しやすい統計を適時かつ確実に提供することを目指し、総合的な品質向上に向けてたゆまぬ努力を続けていくことが求められる。

国土交通省としては、「国土交通省統計改革プラン」に基づき取組を行っているところであるが、今回の誤報告事案を契機とし、統計品質改善会議における助言や指摘を踏まえ、上記の対応方針に基づく取組を行うことにより、さらなる統計業務の改善を図り、信頼性の高い統計を国民に対して提供していきたい。